

住民投票条例 施行規則（素案）

施行規則の制定に向けて、

市民の皆様からの意見を募集します！

意見提出の方法については、18 頁をご覧ください。



2008（平成 20）年 12 月

川 崎 市

目 次

住民投票条例施行規則制定の背景

1	住民投票制度とは	1
2	自治基本条例における住民投票制度の位置づけ	1
3	住民投票条例と住民投票条例施行規則（素案）について	1
4	本市における住民投票制度創設の経過	2

住民投票条例施行規則（素案）

1	総則	
1	施行規則制定の目的等	3
2	事務の委任	3
2	代表者証明書の交付等	
3	代表者証明書の交付等	3
3	署名	
4	署名等の収集	3
5	署名簿の提出等	4
6	審査名簿	4
7	署名等の審査	4
4	代表者からの実施請求	
8	代表者からの実施請求	4
5	投票資格者名簿	
9	投票資格者名簿	5
6	投票	
10	投票区及び投票所	5
11	投票管理者及び投票立会人	5
12	例外的な投票の方法	6
7	開票	
13	開票	7
14	開票管理者及び開票立会人	7
8	施行期日	
15	施行期日	7

川崎市住民投票条例	8
------------------	---

住民投票制度の流れ

住民発議	15
議会発議	16
市長発議	17

素案に対する御意見の提出について	18
-------------------------	----

住民投票条例施行規則制定の背景

1 住民投票制度とは

住民投票制度とは、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項などについて、住民、議会又は市長の発議に基づき、直接、住民が投票を行い、それにより住民の意思を確認する仕組みです。

少子高齢化や情報化の進展など自治体を取り巻く環境変化のスピードが速く、住民のニーズや価値観も多様化しているとともに、地方分権に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中においては、よりの確に住民の意思を踏まえて政策決定や市政運営を行っていくことが、一層求められています。

住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができます。

2 自治基本条例における住民投票制度の位置づけ

2005（平成 17）年 4 月に施行された川崎市自治基本条例は、改めて地方分権の時代にふさわしい市民と自治体との関係、市民自治の確立をめざす基本理念、情報共有・参加・協働からなる自治運営の基本原則、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにし、市民の信託に基づく市政運営を的確に行っていくことを目的として制定されました。

住民投票制度は、参加の自治運営原則に基づく制度として、この条例の第 31 条に基本的な位置付けがされています。

（住民投票制度）

第 31 条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

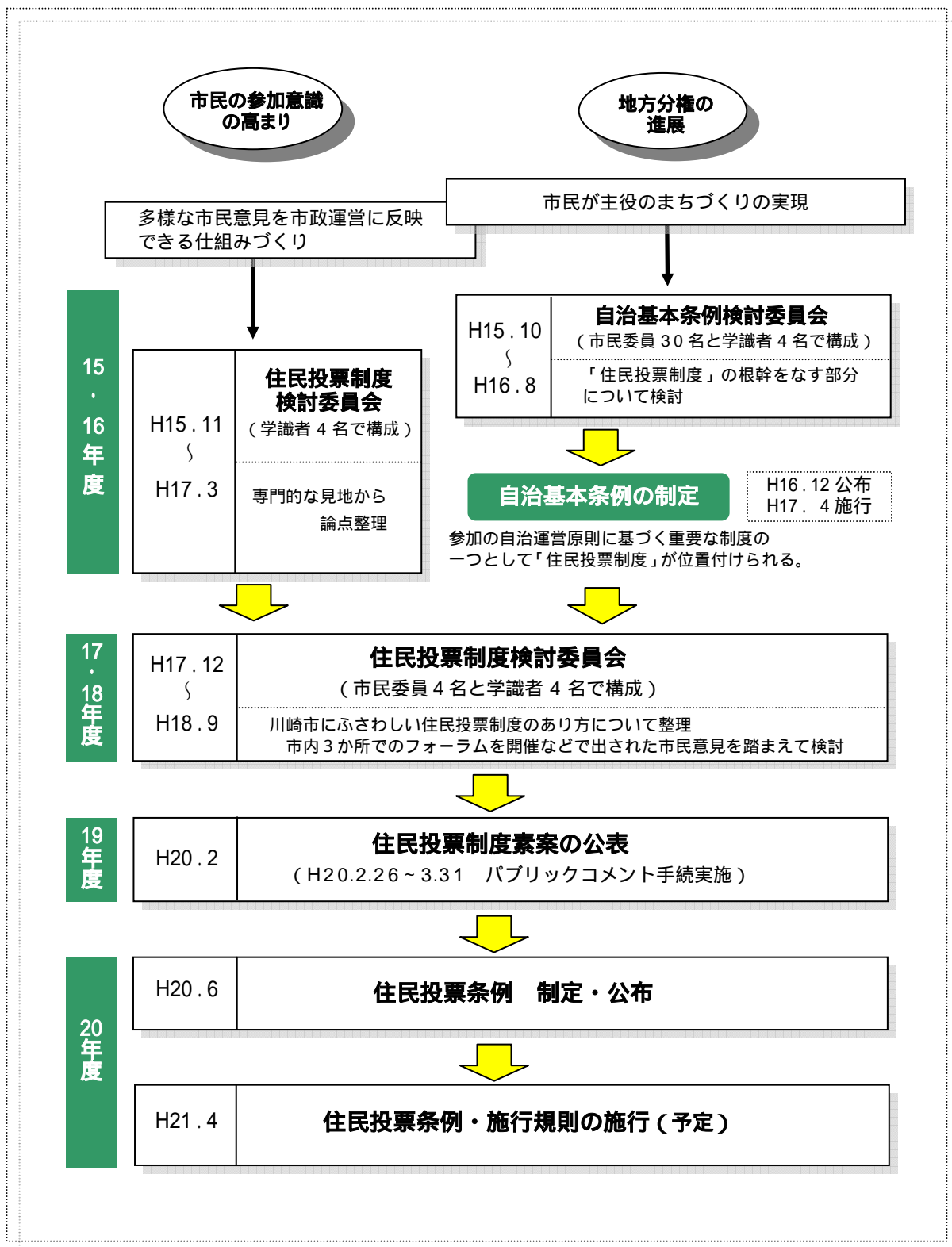
3 住民投票条例と住民投票条例施行規則（素案）について

住民投票条例は、2008（平成 20）年第 2 回定例会において、附則を追加する修正議決を経て制定され、6 月に公布されました。条例には、住民投票に付することができる事項や投票資格者の要件、住民発議に必要な署名の要件、投票の期日（原則選挙と同日実施）など、制度の根幹にかかわる事項が定められています。

この条例を踏まえ、住民投票条例施行規則には、条例の委任事項や、条例に規定された署名並びに投票及び開票に関する事務の細目などについて定める予定です。

このたびの「施行規則（素案）」では、施行規則に規定すべき事項の骨格となる部分について示しています。住民投票制度がよりよい参加の制度として、市民自治の推進が図られるよう、市民の皆様からの多くのご意見をお待ちしています。

4 本市における住民投票制度創設の経過



住民投票条例施行規則（素案）

ここに示されている考え方について、ご意見をお寄せください。

1 総則

1 施行規則制定の目的等

- ・施行規則は、住民投票条例（以下「条例」といいます。）の施行に関し、条例の委任事項や署名並びに投票及び開票に関する事務の細目等について、必要な事項を定めます。
- ・署名並びに投票及び開票に関する事務については、基本的に選挙や直接請求の制度に準じます。

2 事務の委任

- ・市長は、署名並びに投票及び開票に関する事務を、市又は区選挙管理委員会に委任します。

2 請求代表者証明書の交付等

3 請求代表者証明書の交付等（条例第6条関係）

- ・請求代表者証明書の交付申請に必要な実施請求書には、住民投票に付そうとする事項の趣旨を千字以内で記載することとします。
- ・請求代表者証明書の交付申請があった場合において、市長は、請求の形式が賛成又は反対を問う形式になっていないとき、請求代表者証明書又は実施請求書に形式上の不備があるときは、3日以内の期限を付して補正を求めることとします。
- ・次のいずれかに該当するときは、市長は申請を却下しなければなりません。
 - 請求代表者に投票資格がないとき
 - 補正を求めたにもかかわらず補正をしないとき
 - 実施請求書に記載された住民投票に付そうとする事項が、条例第2条（8頁参照）で規定する「重要事項」に該当しないとき
 - 条例第4条第4項（9頁参照）の規定に該当するとき

3 署名

4 署名等の収集（条例第7条関係）

- ・請求代表者は、投票資格者にその者の属する区における署名収集を委任することができます。
- ・署名等をしようとする者が、身体の故障等の理由により署名簿に署名できないときは、その者の属する区の投票資格者に、氏名等の代筆を委任することができます。
- ・署名等については、漢字、仮名（片仮名を含む。）又はローマ字（英字）で文字が正確に判読できるように自署することとします。
- ・署名等をした者は、請求代表者が署名簿を区選挙管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名等を取り消すことができます。

5 署名簿の提出等（条例第8条関係）

- ・署名簿の提出に当たっては、署名証明申請書（請求代表者から区選挙管理委員会に対し、署名簿に署名等をした者が正当な請求者であることの証明を求める書類）を添えて、区ごとに一括して提出することとします。

6 審査名簿（条例第9条関係）

（1）審査名簿の登録・調製

- ・署名等の審査に用いる審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、生年月日等を記載します。
- ・投票資格者を審査名簿に登録するに当たっては、区役所や区選挙管理委員会が、公職選挙法や後見登記等に関する省令等により知り得た欠格事由該当者に関する情報を必要な限度で利用することとします。

（2）審査名簿の閲覧

- ・区選挙管理委員会は、閲覧開始日の3日前までに、閲覧の期間を告示します。

7 署名等の審査（条例第10条関係）

（1）署名等の無効事由

- ・条例や規則で定める手続によらない署名や、何人であるか確認し難い署名は、無効とします。

（2）署名簿の縦覧

- ・有効、無効の証明をした署名簿の縦覧は、区選挙管理委員会が指定した場所で行います。
- ・縦覧の期間と場所については、区選挙管理委員会があらかじめ告示します。

4 請求代表者からの実施請求

8 請求代表者からの実施請求（条例第4条関係）

- ・市長に対する住民投票の実施請求は、署名簿の返付を受けた日から5日以内に行うこととします。
- ・請求代表者から実施請求があった場合、市長は、署名等が必要署名数に達しないとき、又は、請求期間を経過しているときは、請求を却下しなければなりません。
- ・請求が適正な方式を欠いているときは、市長は、3日以内の期限を付して補正を求めることとします。

5 投票資格者名簿

9 投票資格者名簿（条例第 15 条関係）

（１）投票資格者名簿の登録・調製

- ・投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、生年月日等を記載します。
- ・投票資格者を名簿に登録するに当たっては、区役所や区選挙管理委員会が、公職選挙法や後見登記等に関する省令等により知り得た欠格事由該当者に関する情報を必要な限度で利用することとします。

（２）投票資格者名簿の閲覧

- ・投票資格者は、投票期日の告示日に、投票資格者名簿を閲覧することができます。

6 投票

10 投票区及び投票所（条例第 16 条関係）

（１）投票区

- ・投票資格者の投票区は、次のとおりとします。

同日実施の場合 [住民投票を選挙と同じ期日に実施する場合]

- ・満 20 歳以上の日本国籍を有する者については、選挙で告示している投票区と同一の投票区とします。
- ・外国人並びに満 18 歳及び満 19 歳の者については、区役所、支所、出張所の所管区域をそれぞれ投票区とします。

単独実施の場合 [住民投票のみを実施する場合]

- ・すべての投票資格者について、選挙で告示している投票区と同一の投票区とします。

（２）投票所

- ・投票所は、各投票区に 1 か所、区選挙管理委員会が指定した場所に設けます。

11 投票管理者及び投票立会人（条例第 17 条関係）

- ・投票管理者は、投票所ごとに、区選挙管理委員会が選任します。
- ・投票立会人は、投票所ごとに、本人の承諾を得て、2 人以上 5 人以下の範囲で区選挙管理委員会が選任します。

同日実施の場合には、満 20 歳以上の日本国籍を有する投票資格者の投票所においては、原則として、選挙の投票管理者、投票立会人をもって、住民投票の投票管理者、投票立会人に充てることとします。

12 例外的な投票の方法（条例第 21 条関係）

（１）期日前投票

- ・投票期日に、仕事や用事がある投票人、疾病や負傷等又は身体の障害のため歩行が困難などの事由があると見込まれる投票人は、投票期日の告示日の翌日から投票期日の前日までの間に、期日前投票を行うことができます。
- ・期日前投票の投票所は、次のとおりとします。

同日実施の場合

- ・満 20 歳以上の日本国籍を有する者
選挙の期日前投票所と同一の場所（区役所、支所、出張所）
- ・外国人並びに満 18 歳及び満 19 歳の者
各区に 1 か所（区選挙管理委員会が指定した場所）

単独実施の場合

- 選挙の期日前投票所と同一の場所（区役所、支所、出張所）

（２）不在者投票

- ・投票期日の告示日の翌日から投票期日の前日までの間、次に該当する者は、不在者投票を行うことができます。なお、とについては、期日前投票を行える事由と同じ事由に該当すると見込まれることが要件となります。

県選挙管理委員会が指定する市内の病院や老人ホームに入院等をしている者

- ・不在者投票管理者（施設の長）の管理する場所において投票用紙に記載し、不在者投票用封筒に入れて、不在者投票管理者に提出する方法による投票
投票期日には満 18 歳に達しているが、期日前投票をしようとする時点で満 18 歳に達していない者

- ・不在者投票管理者（区選挙管理委員会委員長）の管理する場所（区選挙管理委員会の事務室等）で投票用紙に記載し、不在者投票用封筒に入れて、不在者投票管理者に提出する方法による投票

一定以上の重度の障害のある者

- ・自宅等において投票用紙に記載し、不在者投票用封筒に入れて、郵便等により不在者投票管理者（区選挙管理委員会委員長）に送付する方法による投票
身体障害者手帳など障害の程度を証明できる書類を添付して、投票用紙等を請求する必要があります。

（３）点字投票

- ・盲人の投票人は、選挙の方法に準じて点字投票を行うことができます。

（４）代理投票

- ・身体の故障又は文盲により、自ら の印を記載することができない投票人は、選挙における方法に準じて代理投票を行うことができます。

7 開票

13 開票（条例第 23 条関係）

（1）開票の期日

- ・開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行います。

（2）開票の参観

- ・投票資格者は、その者の属する区の開票所において、開票の参観を求めることができます。

同日実施の場合には、住民投票の開票は、原則として選挙の開票所と同一の場所で行うこととしているため、選挙権を有しない者は、公職選挙法の規定により開票所に入場できず、開票の参観ができません。

14 開票管理者及び開票立会人（条例第 24 条関係）

- ・開票管理者は、区選挙管理委員会が選任します。
- ・開票立会人は、本人の承諾を得て、3人以上 5人以下の範囲で区選挙管理委員会が選任します。

8 施行期日

15 施行期日

- ・条例及び施行規則は、平成 21 年 4 月 1 日に施行する予定です。



川崎市住民投票条例

平成20年6月24日
条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要事項について、住民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第31条第1項に規定する住民をいう。以下同じ。）に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

(市政に係る重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項（以下「重要事項」という。）は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。

2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

- (1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (3) 専ら特定の地域に関する事項
- (4) 市民（川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項
- (5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 本市の外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録された日（他の市町村から本市の区域内に居住地を変更した者で外国人登録法（昭和27年法律第125号）第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けたものについては、当該申請の日）から引き続き3箇月以上本市の登録原票に登録されている者であつて、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において登録原票に登録された日から引き続き3年を超えて登録原票に登録されているもの（同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて登録原票に登録されていることを要しない。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者
- (2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18年以上20年未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

（発議又は請求）

- 第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。
- 2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
 - 3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。

（発議又は請求の形式）

- 第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

（代表者証明書の交付等）

- 第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の10分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

（署名等の収集）

- 第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。
- 2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。
 - 3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるとき

は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。

- 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。

（署名簿の提出等）

第8条 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第4項に規定する期間の満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、市の区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内にすべての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

- 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

（審査名簿の調製）

第9条 市長は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第2項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

- 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
- 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

（署名等の審査）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から60日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

- 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日

から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

- 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

(議会への協議)

第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。

(住民投票の実施)

第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者に通知し、その旨を告示しなければならない。同項ただし書の規定により住民投票を実施しないときも同様とする。
- 3 市長は、前項前段の規定による告示の日から60日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、住民投票に付されている事項（以下「付議事項」という。）の緊急性その他の理由により同項に規定する選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とすることが困難であると市長が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を住民投票の期日とすることができる。
- 5 市長は、住民投票の期日の少なくとも9日前までにその期日を告示しなければならない。
- 6 前項の規定による告示の日以後、市長が特に必要と認めるときは、住民投票の期日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(情報の提供)

第13条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

(住民投票運動)

第14条 第17条に規定する投票管理者及び第24条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「住民投票運動」という。）をすることができない。

- 2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。
- 4 第12条第2項前段の規定による告示の日から当該告示に係る住民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候

補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

- 5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
 - (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
 - (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

（投票資格者名簿の調製）

- 第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第12条第5項の規定による告示の日の前日（同条第6項の規定により住民投票の期日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合にあっては、公職選挙法第19条に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）に登録されている者に係る投票資格者名簿は、当該選挙人名簿をもってこれに代えることができる。
 - 4 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
 - 5 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
 - 6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
 - 7 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

（投票区及び投票所）

第16条 投票区及び投票所（第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。）は、規則で定めるところにより、設ける。

（投票管理者及び投票立会人）

第17条 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

（投票資格者名簿の登録と投票）

第18条 投票資格者名簿（第15条第3項の規定により選挙人名簿をもって投票資格者名簿に代えた場合にあっては、当該選挙人名簿を含む。以下同じ。）に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

（投票資格者でない者の投票）

第19条 住民投票の当日（第21条第1項に規定する期日前投票の投票にあっては、当該投票の当日）、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

（投票の方法）

第20条 住民投票の投票は、付議事項ごとに、1人1票に限る。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

（期日前投票等）

第21条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

4 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

（投票の秘密の保持）

第22条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

（開票区及び開票所）

第23条 開票区は、区の区域による。

2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

3 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

（開票管理者及び開票立会人）

第24条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

（投票の効力）

第25条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第2号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第26条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの
- (5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの

(投票の結果)

第27条 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の数を代表者又は議会の議長に通知するとともに、告示しなければならない。

(結果の尊重)

第28条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(必要な措置)

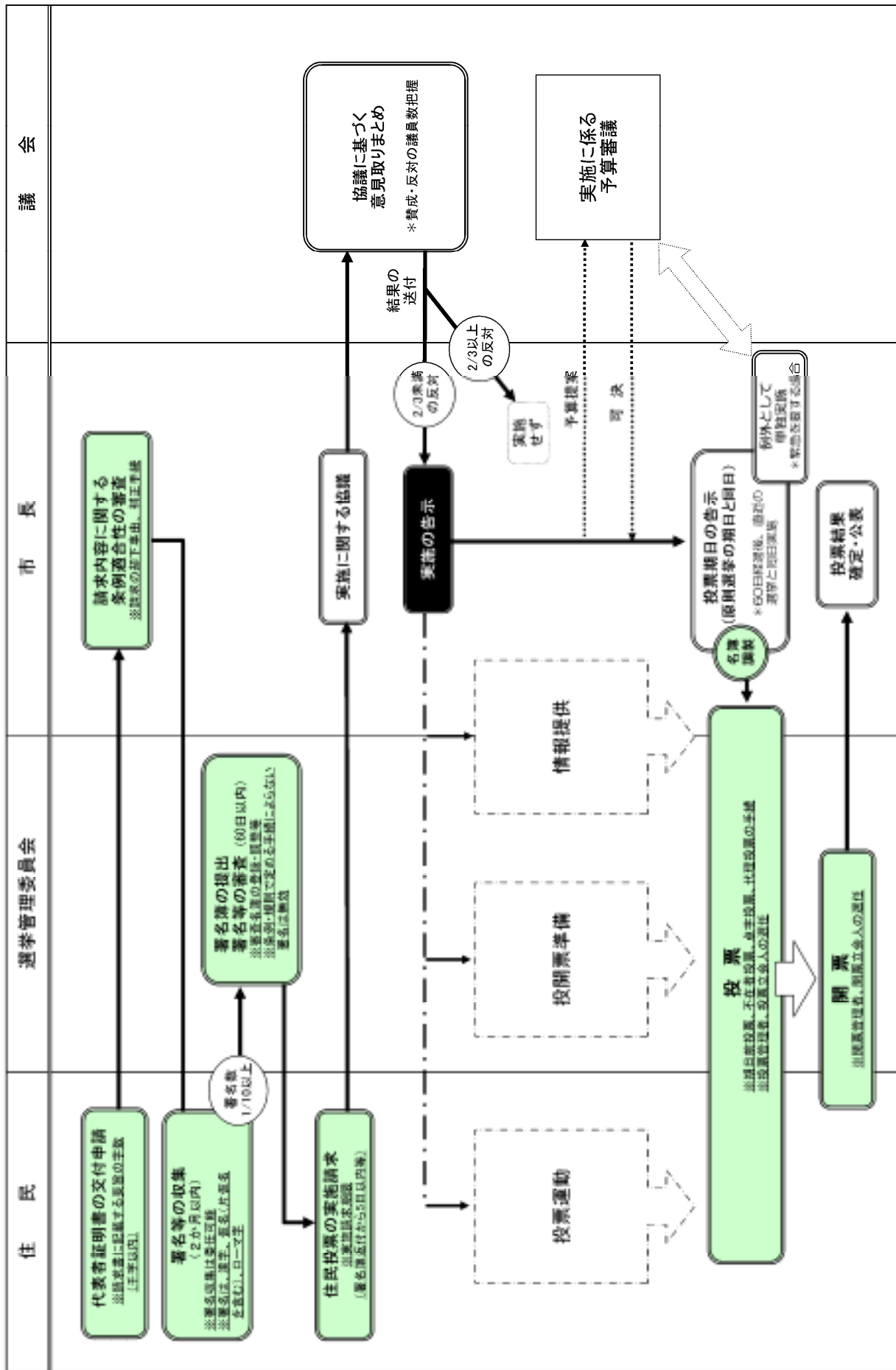
- 2 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例に関連する法制度の動向、この条例による住民投票の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

住民投票制度の流れ (15頁~17頁)

- ・ 発議主体（住民、議会、市長）ごとに、住民投票制度の流れを図示しています。
- ・ 住民発議の場合は署名収集、また、議会発議の場合は議決が要件とされるなど、発議主体ごとにそれぞれ異なる手続を経ますが、実施の告示以降については、住民への情報提供や投票や開票に関する事務など、いずれからの発議も、同様の流れとなります。

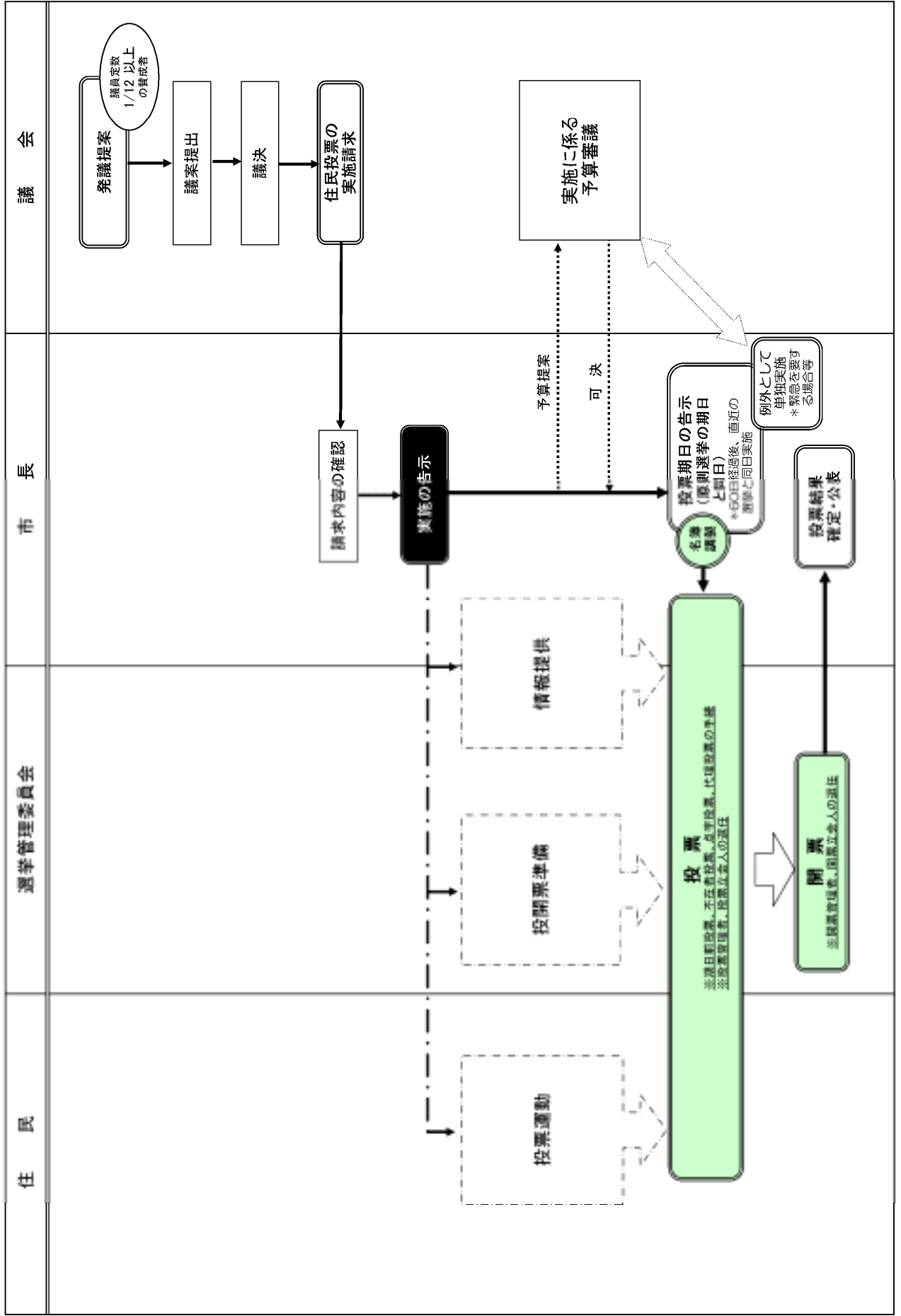
住民投票制度の流れ ① (住民発議)

※ 網掛けは、施行規則（素案）に関係する項目



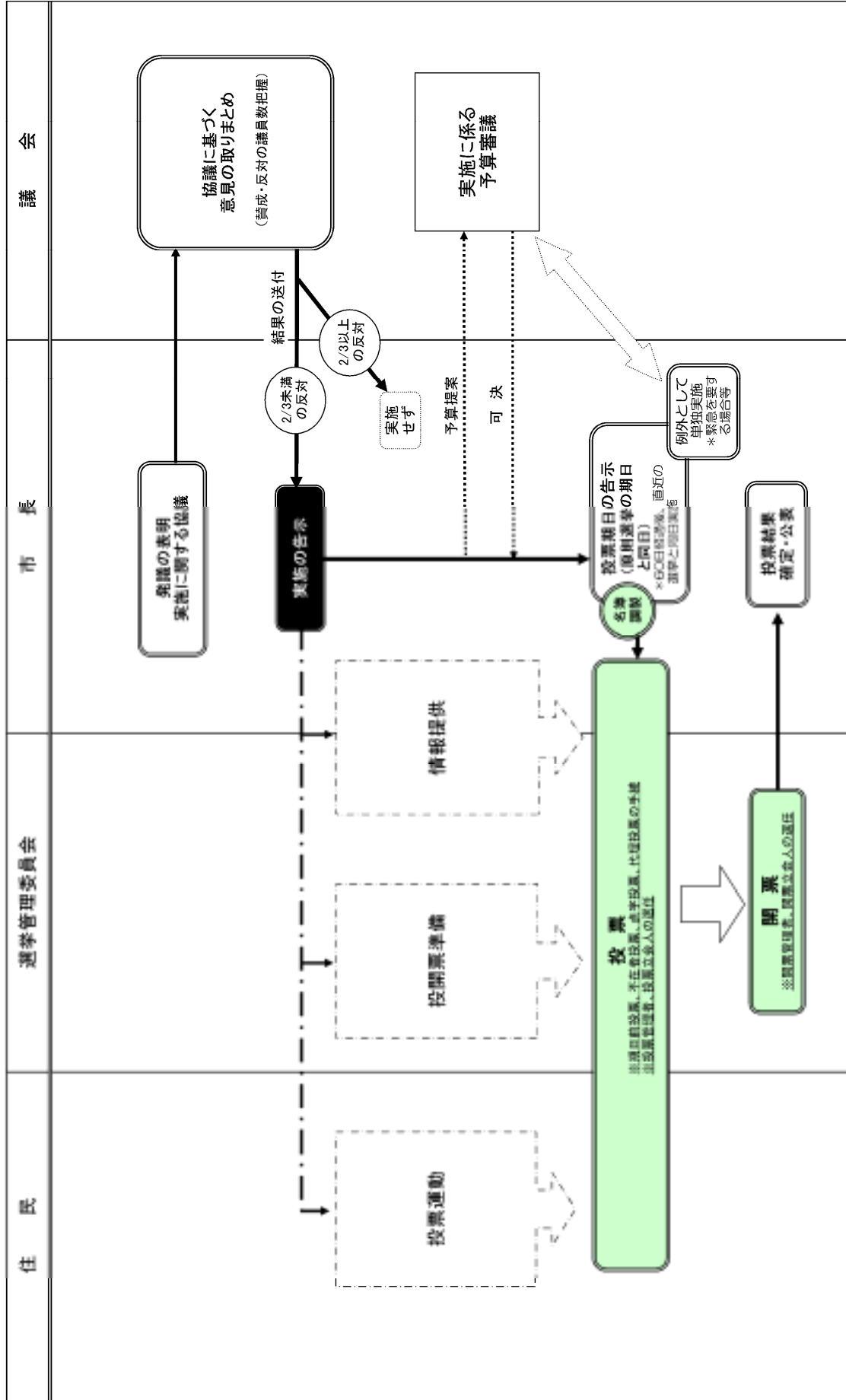
住民投票制度の流れ ② (議会発議)

※ 網掛けは、施行規則 (素案) に関する項目



住民投票制度の流れ ③ (市長発議)

※ 網掛けは、施行規則（素案）に関係する項目



素案に対する御意見の提出について

1 意見募集の期間

2008（平成20）年12月2日（火）～2009（平成21）年1月5日（月）
郵送の場合は、1月5日（月）付けの消印まで有効とします。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、総合企画局自治政策部までご意見を提出してください。（その他の形式により、ご提出いただいても結構です。）

（1）郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総合企画局自治政策部あて
（川崎市役所本庁舎北館4階）

（2）ファクシミリ

FAX番号：044（200）3800

（3）電子メール（<http://www.city.kawasaki.jp/pubcomment/>）

川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。

《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

3 今後の予定

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方について取りまとめを行い、2009（平成21）年3月下旬を目途にホームページで公表します。

意見書

題名			
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)*区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

住民投票条例施行規則(素案)について

--	--	--	--

- ・お寄せいただいたご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	総合企画局 自治政策部		
電話番号	044-200-2028	FAX番号	044-200-3800
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		



音楽のまち・かわさき

お問い合わせ先：川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL：044(200)2028 / FAX：044(200)3800 / E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp

<http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

Web自治基本条例

検索